

[学年・学校経営等]

主体的に未来を切り拓く生徒を育てる学校づくり

－ヘーゲルの「自由」の概念を基にした、自らを生かし成長する中学生をはぐくむ実践を通して－

菊地 一秀*

1 はじめに

本論文は、主体性をはぐくむための重要な概念として「自由」を取り上げ、人が生きる上での欲望を認め、その実現のための支援こそが重要であることを述べるものである。そのために、19世紀初頭のドイツの哲学者であるゲオルク・ヴィルヘルム・フリードリヒ・ヘーゲルの自由に関する考えをもとに、主体性と自由との関係を検討し、自由の概念を基盤とした教育活動の実践について述べたい。

主体性は、戦後の日本でずっと求められてきた態度である。1947年公布の教育基本法¹⁾では「自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とされて「自主的精神」が求められ、2006年12月に改正、施行された教育基本法²⁾においても「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」として、自主性の育成は自律の内容を含めて重要視された。2017年に告示された現行の学習指導要領³⁾では、前文に「一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」として、自分自身の人生を主体的に生きることを基盤に社会に参画することができるようになる教育が求められている。

しかし、2019年に表された令和元年版子ども・若者白書⁴⁾は、「日本の若者で、自分自身のイメージの中で、『自分自身に満足している』と『自分には長所があると感じている』に『そう思う』又は『どちらかといえばそう思う』と回答した者の割合は、それぞれ45.1%と62.3%であったが、この割合はいずれも同様の回答をした諸外国の若者の割合と比べて低かった」としている。また、「日本の若者は、諸外国の若者と同様、自分の考えをはっきり相手に伝えることができたり、うまくいかかわからないことにも意欲的に取り組んだりする者ほど、自分自身に満足している者の割合が高かった」と述べ、自己肯定感と主体性との関連を指摘し、日本の若者の自己肯定感を高め、主体的に生きる姿勢をはぐくむことを期待している。

ここでは、主体性を高めるために自由の概念を検討し、若者が力強く未来を目指すための教育の在り方を探りたい。

2 研究の内容と方法

主体性を高めるために必要なことを哲学者ヘーゲルの自由に関する考えを基に考察し、次の三つの手立てを生かした学校への改善を進めることによる生徒の意識の変容を、自己肯定感や主体性に関わるアンケート調査を通じて確認する。

- (1) 自分自身の欲望に気付き実現しようとする意欲をはぐくむため、一人ひとりの欲望を聞き、認める。
- (2) 欲望を実現しようとする意欲とそのための能力をはぐくむため、自己選択、自己決定の場を位置付ける。
- (3) 他者とともに生きる中で自らの欲望を実現する能力をはぐくむため、対話の場を位置付ける。

本研究は、2021年9月から2022年9月までの公立中学校の生徒（2021年度 全校49人：1年15人 2年19人 3年15人 教職員14名、2022年度 全校50人：1年14人 2年15人 3年21人 教職員14名）を対象に行った。

3 主体性を育む教育の在り方の検討

(1) 「主体性」の概念について

「主体性」とはどのような姿を述べた言葉なのか。ここでは、まず「主体性」の概念について検討する。

吉川雅也(2020)⁵⁾は、文部科学省の「生徒指導提要」(2010)⁶⁾において主体性について述べられた「与えられたものであっても、自分なりの意味づけを行ったり、自分なりの工夫を加えたりすることで、単なる客体として受動的に行動

* 柏崎市立北条中学校

するのでなく、主体として能動的に行動する」という内容を引きながら、「自ら考え行動する」ことの到達点は自律性であって主体性ではない。主体性とは受動的な姿勢を起点として、そのうえで能動的な姿勢を実現する、いわばねじれの構造を持った概念である」とし、生徒指導提要の「主体性」を「社会に適応した主体性というあり方を身につけていくことを目指している」としている。そして、「他人事」でなく「自分事」として捉えて行動することと述べる。

一方、田畑久江(2016)⁷⁾は、先行文献の分析から「子どもの主体性」の概念について三つの側面から捉え、そのうちの「能動的な認知・情意・行動」の側面については、「主役という感覚」「自らのペースで行動」「自分のことを表現」「気持ちのコントロール」「前向きな取り組み」「他者へのかかわり」「自らの判断で対処」の7つのカテゴリから確認している。また、「子どもの主体性」の帰結として「『子どもの主体性』は、健康的な自我、自己肯定感の安定につながる」と述べる。

つまり、「主体性」とは、自分自身が今いるその状況の中で、より能動的な意識や態度で行動することである。社会の中で生きる自分を理解して自分の在り方を生かしながら社会と関わり行動することといえ、自己肯定感と密接に関わっている。では、人が「能動的」に自分を生かしながら社会と関わる姿勢をはぐくむにはどのようにすれば良いのか。

(2) 主体性に迫るための「自由」の概念

① 「自由」とは何か。

「主体性」に迫るために、ここでは、ヘーゲルの言説から「自由」について考える。ヘーゲルは、「法の哲学」(1967)⁸⁾において自由への意志を三つの段階から捉える。まず「意志は[α]自我のまったくなんともきめられていない純粋な無規定性、すなわち、ひたすらおのれのなかへ折れ返る純粋な自己反省、という要素をふくむ。(中略)つまり意志は、一切を度外視する全体的な抽象ないし絶対的な普遍性という、無制限な無限性であり、自己自身の純粋な思惟である」とする。ヘーゲルは、自由への意志の最初の姿を、制限にとらわれない純粋な思惟としている。

そして、この段階での自由を求める意志を「恣意は矛盾であり、(中略)それらの衝動や傾向はたがいにさまたげ合い、そのどれか一つのもの充足は他のもの充足を下位におくこと、ないしは犠牲にすることを必要とする、等々の現象である」として、「世間ではよく、およそ自由とはなんでもやりたいことをやることができるということだと言われている。だが、そのような表象はまったく思想の形成ないし教養を欠いているものとしか解されえない」と述べる。

ヘーゲルは、次に「[β]自我はまた、区別なき無規定性から区別立てへの移行であり、規定することへの、そして、ある規定されたあり方を内容と対象として定立することへの移行である。(中略)自我はこのように自己自身をある規定されたものとして定立することによって、現存在一般のなかへ踏み入る」として、「α」で述べた単なる「衝動」を、実際に実現するための欲望へと規定する姿を挙げる。

その上で、「[γ]意志は、この[α]と[β]の両契機の一体性である。(中略)つまり自我はこの規定されたあり方がたんなる可能性であって、自分はこのことによってしばられておらず、自分がこの規定されたあり方のうちにいるのは、自分がそれにおいて自分を定立するからにすぎないのであると知る。このことが意志の自由なのである」とする。

苫野一徳(2014)⁹⁾は、上記のヘーゲルの考えを基に「自由」という概念を「諸規定性の中であって、わたしたちはなお、選択・決定可能性を感じるができる。『自由』の本質は、ここに存する。『自由』とは、諸規定性から完全に解放されていることをいうのではなく、ヘーゲルの用語を使ってわたしなりにいい換えるなら、『諸規定性における選択・決定可能性』のうちにあるものなのだ」と定義する。

また、加藤尚武(1999)¹⁰⁾は、この[γ]において[α]と[β]が統合される「両契機の一体性」について、「自分が具体的な状況に関わりながら、自由に選択し、自発的に行動するためには、『規定性の中で自由である』というあり方をしなければならない」と述べつつ、「自我が『否定性の自分自身への関係』である限りで、自分を規定するとは、根源の自由が保たれたままで、現実との関わりに参加するということである」と述べる。

以上から次のように述べるができる。「自由」は、何でもできることではなく、むしろ選択できる状況において、自らの判断で選択し決定し行動することである。言い換えれば、自分の今在る状況で自己選択、自己決定できることであり、その選択と決定を自らの判断で行う姿勢が主体性である。つまり、自由への意志をもつことが主体性である。

② ヘーゲルが述べる自由の出発点([α])にある衝動、すなわち欲望

以上のように、ヘーゲルは自由の意志に3段階をみて、最後の[γ]において衝動が制限される中で尚、自分自身と関わり、自分を実現する姿を述べる。その原点となるのは「無制限な限定性であり、自己自身の純粋な思惟」であり、それが規定される中でより適切な形に変質し実現されていく。

竹田青嗣(2017)¹¹⁾は、上述のヘーゲルの自由に関する叙述を通して、次のように述べる。「ヘーゲルの弁証法はこういう。はじめに普遍性の契機、全体の自由としての意識がある。つぎに特殊性の契機が、すなわち欲望が生じる。そし

て最後に両者と総合としての個別性の契機が、つまり主体の実存が動き出すと。われわれはむしろこれを次のように書き換えなければならない。衝動－欲望は、生ける存在にとって始発的到來性として現れる。衝動－欲望が告げ知らされること、生き物に到來するこの存在のはじめの規定性、存在の力動が生ける努力（企投）を根源的に生成すると」つまり、人が生きる上で、最初に「衝動－欲望」があり、それが様々な形で生きていく上での根本的な力になっているということである。その衝動や欲望を社会の中で生かそうとすることが自由を求めることに結び付く。

さらに、苫野⁹⁾は、アレクサンドル・コジューヴ(1987)¹²⁾の「実際、人間が或る欲望を感じるとき、例えば、空腹を感じ何かを食べようとし、同時にそれを意識した場合、人間は必然的に自己を意識する」という言葉を引き、「わたしがわたし自身を意識するのは、必ずその『欲望』を意識している時である。(中略)人間精神とは自己意識であり、自己意識とは欲望なのだ」と述べ、人が自分自身を感じて生きていく上で「欲望」が重要な役割を果たすと述べる。

つまり、人は「欲望」を出発点として生き、人は生きることにおいて常に「欲望」をもつ。生きている限り欲望はその都度やってきて、人は欲望を実現しようとする。そのとき、欲望を現実との関係において実現していこうとする姿が「主体的」といえる。欲望はそれぞれにあり、まずその欲望を生かして実現しようとするのが大切である。さらに、その欲望をどう自己選択、自己決定して実現いくかということが課題となる。この過程の中で生徒が欲望に気づき実現を図っていくように支援することが主体性を高めることであり、教育のすべきことである。

(3) 主体性をはぐくむ教育の在り方

では、子どもたちが自分自身の欲望を「主体的」に生かして実現することができるようになるには、どのような教育が必要だろうか。すなわち社会との関わりの中で、子どもたちが自身の欲望を自己選択、自己決定して実現する力をもつには、どのような教育が適切なのか。

筆者は、次のように考え、教育活動の改善を図るための方策を講じた。

一つ目に、子どもたち自身が自分の欲望に気がつき、それを実現しようと思うようになる手立てとして、子どもたち自身の欲望を周りの大人が聞き、認めることが重要である。コジューヴの言葉の通り、その欲望によって人は自分を意識する。自分の核となる欲望にそれぞれが目を向けることができるよう、大人が子どもたちの欲望を受け入れ、そのより良い実現を目指すようにすることが必要である。このことは自分をさらに肯定することにつながる。

二つ目は、その欲望が自己選択、自己決定によって実現できる力をはぐくむことが必要であり、その手立ての第一として、自己選択、自己決定の場を保障することを挙げる。様々な場面で複数の選択肢を用意することで、子どもたちは自分で考え、選択し決定する体験を積み、自分の欲望を実現する意欲と選択して決定する力が培われる。

自身の欲望を実現する力をはぐくむ第二の手立ては、他者である仲間や職員と対話することである。対話を通して、他者の欲望、すなわち社会そのものを知る。その上で実現を目指す中で、実現のための条件や道筋を考える力を育てる。

以上の手立てをもとに行った実践の内容を次に述べる。

4 実践の概要

(1) 育てたい生徒、そして在りたい学校の話合いとその実現

① 職員間での考え方の共有

生徒にそれぞれが過ごしたい学校、つまり生徒の欲望を聞き認める前に、まず職員会議において、〈どんな生徒を育てたいか・どんな学校を目指したいか〉ということについて話し合い、私たち職員の願い、すなわち欲望を確認した。(2021年11月)。職員それぞれが付箋に自分の考えを書き、それをグループ内で対話し、互いの考えを共有していった。そこでは、次のような意見が述べられた。

・多角的な見方、考え方ができる生徒 ・自ら考えて行動できる生徒 ・毎日元気に登校する生徒
 ・自分を理解しよりよく成長していく生徒 ・相手のことを考えての言動ができる生徒 ・向上心をもってどんなことにも前向きに挑戦する生徒
 ・自分たちで給食の残りのジャンケンができるような生徒 ・生徒同士で課題を解決しようと動ける生徒 ・みんなで一つのことに向かえる生徒
 ・創造性があり、和して同せず、社会に課題意識があり、他者に対して寛容な生徒 ・ここ以外の場所でも生活していける強さをもたせることができる学校

主体的な行動を求める意見と共に、仲間を理解できる生徒を求める意見が多く述べられている。ふだんの業務の中でそれぞれが過ごしたい学校について本音を語り合うことはなかなかできない。敢えて時間をとって、それぞれがどんな願い、すなわち欲望をもっているのかをまず語ることで、自分の願いである欲望に気付く。さらに、互いにその思いを聞き合うことで自分が認められたという思いをもつ。どの職員も学校に対して自分の欲望をもっていて、それを実現しようとしている。生徒に直接対する学校の職員が、自分の欲望を実現しようと努力することは、職員の主体的な取組を

生み、生徒の主体性を高める上で重要である。この話合いの場は、そうした目的のもとで行った。

② 生徒との話合い

ア 全校で守る約束を考える（2021年11月）

職員での話合いの後、生徒に対して「全校で守る約束を一つだけ作るとしたら、どんなものが良いと思いますか」という質問を投げ掛け、学校に望むことを考える場を設定した。学校に対する自分の欲望を話すことが目的である。

	活動内容	形態等
1	全校で守る約束を一つだけ作るとしたら何かについて自分の考えを書く。	アンケート
2	1の内容をまとめたものを読み合い、改めて自分の考える約束の一つを選び、理由を書く。	全校集会
3	2でそれぞれが書いた内容をまとめたものを読み合う。	学級活動

ここでは、2の活動において、それぞれが改めて約束にしたいことを選び、その理由や感想を書いた内容をまとめる。ここで生徒が選んだことは、集団の在り方に関することと校則に関わることに集約された。

まず、「互いの関係をよいものにする」ということを約束にしたいと考えた理由には、

- ・学校生活を楽しくするためには、本当の関係が良くないといけなから。
- ・とりあえず、いじめをなくせばどうにかなる。
- ・みんなで助け合っていくのが大切だと思った。
- ・互いの関係を知ることの大切さ。いじめなど、人を不快にしないようにする。
- ・お互いの関係が良くないと、クラスの雰囲気が悪くなり、学習などに集中できないかもしれないから。

というものが挙がった。また、服装についても多くの意見が出て、

- ・学校指定のものだけでなく、自分の好きな「頭髪・服装」でも良いと思った。
- ・服装は、マナーがある程度守っていたら自由でも良いと思った。
- ・小学生は服装が自由で、高校の進学校でも服装は自由だから少しはゆるくしても良いかもしれない。
- ・髪が長くて、簡単なお団子結びのほうがポニーテールより髪をまとめやすいから髪型を自由にしてほしいと思った。
- ・1限に体育があるときは、学校に来てすぐに着替えるから体操着でも良いと思った。

などの意見が述べられた。

このようにして、生徒の願い、すなわち学校に対する一人ひとりの欲望を聞き、それを全て書き出すことで、生徒は自分の欲望に気が付くだけでなく、自分の欲望の存在が許されることを知る。また、互いの欲望を知り、その中で自分の欲望を実現するための手段を考えることになる。

③ 生徒会による校則の見直し

学校について意見を述べたことをきっかけに、生徒会本部が中心となって校則の検討や見直しが進んだ。

	全校生徒からの希望	生徒会本部の提案
1	学校への甘いものの持ち込みをOKにしてほしい。	・給食を食べられなくなる人や授業中に食べる人が出てくるので本部としては認めない。
2	カバンの指定を廃止してほしい。	・安全について考えたかばんを選ぶようにし、指定を廃止しても良い。
3	頭髪でのパーマを認めてほしい。	・学校活動の妨げにならないから、くせ毛を矯正するためのストレートパーマは認めることにする。
4	服装を自由にしてほしい。	・1限に体育があるときは、体操着で登校しても良い。 ・女子はスラックスも認める。 ・自由な服装の日を設けて実施後に、全校生徒で検討したい。

以上の内容について、生徒総会で生徒会本部が提案し、可決された。尚、生徒会本部の提案については、生徒総会の前に職員で事前に協議を行っている。

上記表の4の「自由な服装の日」については、保護者にも相談の上で新年度において生徒会本部が中心となって実施した。その結果、登校時の服装として制服を選んだ生徒は1人、私服が7人、その他の生徒は体操着だった。多くの生徒が体操着で登校したことから服装の自由とは言えないところもあるが、この段階でそれぞれの生徒が選択した結果である。制服については、保護者や地域の方とも十分な議論が必要な内容であり、今後も検討していきたい。

この一連の取組においては、まず、生徒の願い、すなわち欲望を尋ね、生徒自身が自分の欲望に目を向けるようにした。また、生徒自身が自分たちの願いを実現できるための手続きの場を保障することで、生徒自身が自己選択、自己決定できるようにした。さらに、アンケートや全校集会、生徒総会を通じて生徒同士での対話が生まれるようにした。これらの手立てを講じることで、生徒は自らの欲望を実現していったのであり、学校における諸条件を考えながら、その

中で実現していく主体的な姿が見られた。

(2) 全校による総合的な学習の時間での探究学習

令和3年度まで各学年の総合的な学習の時間は、学年ごとに学習が行われていたが、担当職員と相談の上、職員会議で検討した結果、令和4年度は時数の半分を全校での総合的な学習の時間とし、生徒が自分で課題を設定して探究する学習へと改善することとした。具体的な運用方法を検討し、最終的には、全校で行う総合的な学習の時間の大きなテーマを設定し、その中で生徒それぞれが追究したい内容を選び、同様の内容を選んだ生徒によりグループをつかってプロジェクトを実施する形に整理されて、4月を迎えた。

具体的には、北条地域の魅力を発信することを大きなテーマとして、その中で食品やスポーツ、自然などの視点をそれぞれが選択して、同じ内容を選んだ他の生徒と話し合いながら、その魅力発信の方法を追究している。

多くの生徒が自身の生まれ育った北条が好きであり、魅力を感じている。その魅力を広く全国に発信するということに生徒自身が関心をもち、その結果、生徒は意欲的に学習に取り組んでいる。

この学習ではさらに、魅力発信のための内容を選択する場を設けるとともに、グループで学習を進めることにより生徒同士の対話の時間を確保した。その結果として生徒が主体性をもって取り組む学習となっている。

(3) 道徳の時間における「自由」の本質観取 (2022年2月)。

1年生から3年生までの各学級において「自由とは何か」というテーマで筆者が1時間ずつ授業を行った(2022年2月)。自由について考えるこの学習の目的は、自分の心に目を向けること、自分の願い、欲望に気がつくことである。

本質観取とは、一つのテーマについて自分自身の体験や認識を洗い出し検討する中で、そのテーマの表す本質的な内容をあぶり出すことである。一人で行う場合もあれば、集団で行う場合もあり、ここでは学級全体で検討した。

まず、「自由」という言葉の意味を学級全員で考えることの意義を説明して、学習への意欲付けを図った。

その上で、自分が「自由」だと思うのはどんなときか紹介し合った。まず、一人ひとりが自分の考えをワークシートに書き、その後、グループになってそれぞれを紹介し合うとともに、グループ内で考えを絞り込んだ。

グループの内容を全体場で発表し、自由の本質を表すキーワードを全体で話し合い、最終的に一つの文にまとめた。

1年生：「自由」とは自分で選び決められること。ただし、やるべきことが終わっている。また、選ぶ自分はありのままの自分である。
 2年生：「自由」とは自分のしたいことを、縛られることなく自分の意志で選択できることである。それは、やり遂げたときにやってくる。そして、幸せである。
 3年生：「自由」とは、人に左右されずに本能のままに自分の好きなことを選択できること。そこには、解放がある。

学年別に生徒それぞれが考えたことを集約していったものであるが、どれも自己選択に関わる内容が入っていて、自由という概念の本質に関わる内容となっている。学習者が選択することの重要性に気付く、その際に自分の欲望に目を向けることが必要になることを理解したことを表すものである。

5 考察

(1) アンケート結果からみる成果

① 学校評価での生徒アンケートの結果から (2021年7月, 2022年7月)

以上の実践を通して、生徒の自己肯定感がどのように変容したかを、生徒のアンケート結果から探る。ここでは、2021年の7月と2022年の7月の学校評価における生徒アンケートの質問「自分には良いところがあると思いますか」に対する回答の結果を比較した。グラフは左が全校生徒、右はその中の2021年の2年生、すなわち2022年の3年生である。回答数は、2021年の7月は全校が48名、2年生が18名、2022年7月の全校は44名、3年生が16名であった。肯定的評価としたのは、4段階評価でプラス評価の3、もしくは4の回答である。

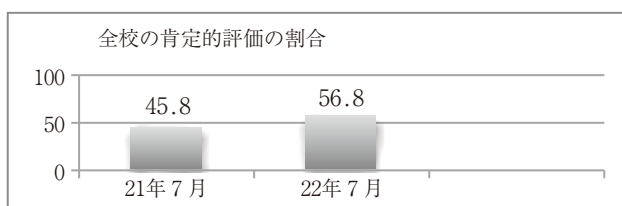


図1 全校生徒の学校評価での変化

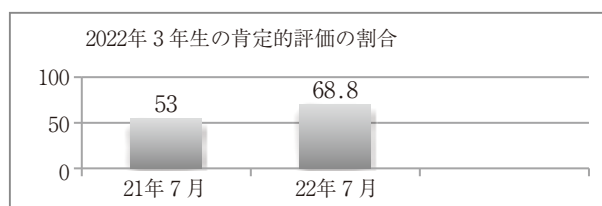


図2 2022年3年生の学校評価での変化

図1の全校生徒のグラフでは、2022年7月の結果が前年に比べて「自分には良いところがあると思う」と考えている生徒の割合が上がっている。また、図2のグラフのように2022年の3年生を前年と比べてみると、2022年7月において、

「自分には良いところがある」と回答した生徒の割合が高くなっている。

以上のように、全校生徒の比較においても、また、2022年の3年生の前年からの変容から見ても、自己肯定感が高まった生徒の割合が上がっている。2021年7月に比べると2022年7月の生徒の意識は、自己肯定感が増しており、2021年9月から自由の概念を基盤に取り組んだ教育活動の成果が表れている。

② 日本財団第46回「国や社会に関する意識」（6カ国の各国1,000人17歳～19歳対象）との比較

次に、日本財団による日本の若者（17歳～19歳）の男女（1,000人）対象のアンケート結果（2022年1月～2月）と当校生徒（45人）対象のアンケート結果（2022年9月）の割合を比較する。下の三つの質問は、いずれも主体的に行動することに関わる質問である。

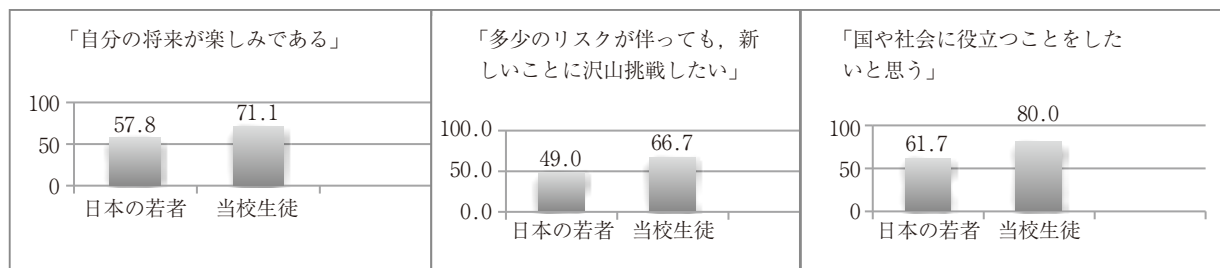


図3 将来への期待について

図4 チャレンジ精神について

図5 社会への貢献への思い

当校の生徒のアンケート結果の数値は日本の18歳のアンケート結果の数値よりも高い。年齢の違いはあるが、当校の生徒は日本の18歳の若者に比べて自分の将来や社会に対して、前向きな姿であることが見てとれ、自分の人生に対して主体的な意識をもっている。この姿は、約1年間にわたる自由を基盤とした一連の教育活動の成果といえる。

(2) まとめと課題

上記の二つの生徒アンケートを通じて、2021年度から2022年度の教育活動の中で、当校生徒の自己肯定感が高まったこと、そして、2022年度の生徒が未来への展望、チャレンジ精神、社会貢献への意識など主体性に関わる内容で高い状況にあることが理解された。こうした状況は、実践を通じて生徒の欲望を認め、自己選択・自己決定の場を保障すること、生徒同士や職員間の対話を実践するといった、自由を基盤とした三つの手立てが一定の成果を挙げたためである。一方、主体性とわがままとの違いをどう説明するか戸惑う面も教職員には見られた。対話の場を通して、主体性を社会性との関わりの中ではぐくむことは重要なことである。他者の自由への意志を尊重しながら、自分自身も自由の意志をもって主体的に生きる力をはぐくむ教育の在り方を今後も模索していきたい。

引用・参考文献

- 1 「教育基本法（昭和22年法律第25号）」 1947年
- 2 「教育基本法（平成18年法律第120号）」 2006年
- 3 文部科学省 「中学校学習指導要領（平成29年告示）」 2017年
- 4 内閣府 「令和元年版子ども・若者白書」 https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r01honpen/pdf_index.html
- 5 吉川雅也 「有機的統合理論における自律－他律パラダイムを用いた主体性概念の理解－“主体的に行動しなさい”は矛盾しているのか－」 関西外国語大学 研究論集 第111号 2020年
- 6 文部科学省 「生徒指導提要」 2010年
- 7 田畑久江 「『子どもの主体性』の概念分析」 日本小児看護学会誌 Vol.25 No.3 2016
- 8 「世界の名著35巻 ヘーゲル 精神現象学序論 法の哲学」 藤野渉・赤澤正敏訳 1967年
- 9 苫野一徳 「『自由』はいかに可能か 社会構想のための哲学」 NHKブックス 2014年
- 10 加藤尚武 「ヘーゲルの『法』哲学 増補新版」 青土社 1999年
- 11 竹田青嗣 「欲望論 第1巻『意味』の原理論」 講談社 2017年
- 12 アレクサンドル・コジュエヴ 「ヘーゲル読解入門『精神現象学』を読む」 上妻精・今野雅方訳 国文社 1987年
- ・ 苫野一徳 「はじめての哲学的思考」 筑摩書房 2017年
- ・ ヘーゲル 「法哲学講義」 長谷川宏 訳 作品社 2000年
- ・ 西研 「ヘーゲル・大人のなり方」 NHKブックス 1995年